



2026年5月14日

各位

会社名 明治ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 CEO 松田 克也
(コード:2269 東証プライム)
問合せ先 IR 部長 田中 正司
(TEL:03-3273-3524)

株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ

当社は、2026年6月26日開催予定の第17回定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)における議案について株主提案(以下「本株主提案」といいます。)を行う旨の書面(以下「本株主提案書面」といいます。)を受領いたしました。本日開催の取締役会において、本株主提案について反対することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 提案株主

株主名:LONGCHAMP SICAV

II. 本株主提案の内容

1. 議題

- (1)戦略検討委員会の設置に関する定款変更の件
- (2)自己株式取得の件
- (3)譲渡制限付株式報酬制度に関する報酬額承認の件
- (4)社外取締役の構成に関する定款変更の件
- (5)定時株主総会の基準日に関する定款変更の件

2. 議案の内容

別紙「本株主提案の内容」に記載のとおりです。

なお、別紙「本株主提案の内容」は、提案株主から提出された本株主提案書面の該当記載を原文のまま掲載したものであります。

III. 本株主提案に対する当社取締役会の意見

1. 戦略検討委員会の設置に関する定款変更の件

(1)当社取締役会の意見

当社取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

(2)反対の理由

本提案株主は、当社のガバナンス体制が事業ポートフォリオの最適化等の重要な経営戦略を客観的・専門的に検討するうえで十分でないとの認識に基づいていると思われませんが、それは当社の現状とは異なっております。

現在の当社取締役会は、取締役 9 名（うち独立社外取締役 4 名）で構成されており、独立社外取締役の構成比は 44%と、東京証券取引所のコーポレートガバナンス・コードが求める 3 分の 1 以上を大きく上回っております。独立社外取締役 4 名は、それぞれ企業経営、グローバルビジネス、法務・リスクマネジメント等の多様な専門性を有しております。

当社は、経営戦略の立案等の重要な経営判断にあたっては、かかる専門性を有する独立社外取締役も含めて取締役会において十分に議論を行ったうえで、決定しております。取締役会は、必要に応じて、専門的な知見を有する外部専門家の意見も聴取しており、経営判断に活かしております。また、当社は、IR や SR 活動を通じて得られた意見を適切に取締役会に還元することで、株主・投資家の意見も経営戦略の立案等に活かしております。このように、取締役会は常にフラットな立場で客観的、多面的かつ専門的な視点に基づき経営を監督しております。

また、当社は 2025 年 3 月期より「事業戦略レビュー」を導入し、チーフオフィサーと事業責任者が ROIC をベースに、事業や投資の方向性を議論しております。この「事業戦略レビュー」の結果は取締役会に報告され、取締役会において各事業の方向性を継続的に検証しております。当社取締役会は、これらの枠組みを通じて、事業ポートフォリオについて継続的に検証しており、その結果、現時点では、食品事業と医薬品事業を統合して運営することが、「meiji らしい健康価値」の創出と中長期的な企業価値向上に最も資すると判断しております。

当社取締役会はこれらの議論を通じ、各事業の収益基盤が強化された今こそ、両事業の知見を融合させて「meiji らしい健康価値」を創出することが、中長期的な企業価値向上に最も資すると判断しており、実際に、食品と医薬品の知見を融合した将来の成長ドライバーとなる具体的なシナジー事業の立ち上げに取り組んでおります。このタイミングで事業を分離することは、むしろ将来の成長機会を失うことにつながります。

以上のとおり、当社では経営戦略の立案等やその監督にあたっては取締役会において独立社外取締役や外部専門家、株主・投資家からの知見や意見を踏まえた議論、事業戦略レビューを通じた検証など、あらゆる専門的見地からフラットな立場で多面的に検討・意思決定する体制は既に構築されております。したがって、本株主提案のような規定を定款に設けることは、取締役会、事業戦略レビュー等の既存の枠組みと重複し、かえって意思決定の遅延や責任の所在の曖昧化を招く懸念があります。

以上のとおり、当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

2. 自己株式取得の件

(1) 当社取締役会の意見

当社取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

(2) 反対の理由

当社は、株主の皆さまへの利益還元を経営における最重要課題の一つとして認識しており、資本効率の向上に向けた株主還元の重要性についても十分に認識しております。現在進行中の 2026 中期経営計画では、各期で総還元性向 50%以上を目安とし、1 株当たり配当額の継続的な増配を目指すとともに、機動的な自己株式の取得を検討する方針を掲げております。この方針に基づき、2025 年 3 月期には 300 億円の自己株式取得を実施し、総還元性向は 112.8%となりました。また、2026 年 3 月期の配当につきましても、前期から増配となる 1 株当たり年間 105 円を予定しており、安定的な株主還元へのコミットメントを示しております。

当社は、持続的な企業価値向上に向け、「ROE10%水準への早期回復」を目標に掲げております。この目標達成のため、海外事業や新規事業など成長領域への投資を加速してまいります。その際、有利子負債を戦略的に活用することで、自己資本比率を 50%～55%のより効率的な水準へと最適化していく計画としております。

このように、当社は、成長投資と株主還元、そして最適な資本構成を一体で捉えた、中長期的な企業価

値向上に資する明確な財務戦略を策定し、実行に移しております。

本株主提案にある 1,070 億円という大規模な自己株式取得を 1 年以内に行うことは、この当社の戦略的かつバランスの取れた資本配分計画を大きく歪める過大な水準であり、短期的な視点に立脚しているものと考えざるを得ないと存じます。本株主提案は当社を目指すべき ROE10%の達成に不可欠な成長投資の財源を確保できず、結果として当社グループの中長期的な成長と企業価値向上を停滞させるおそれがあり、株主の皆さまの共同の利益に沿わないものと判断いたします。

自己株式の取得は、本株主提案のように特定の時期や金額に縛られるのではなく、取締役会において、当社の中期的な経営計画および財務戦略に基づき、業績や財務状況、キャッシュ・フローの状況、そして株価水準などを総合的に勘案したうえで、当社定款第 44 条第 1 項の規定に基づき、最も効果的なタイミングと規模で実施することが適切であると考えております。

以上のとおり、当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。株主の皆さまにおかれましては、当社の中長期的な成長戦略と財務方針についてご理解いただきますようお願い申し上げます。

3. 譲渡制限付株式報酬制度に関する報酬額承認の件

(1) 当社取締役会の意見

当社取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

(2) 反対の理由

当社取締役の報酬等は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分機能するよう、固定報酬と変動報酬を組み合わせた報酬体系とし、取締役の報酬の決定に際しては職責や役位を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、役位・職責に応じた固定報酬である基本報酬、前連結会計年度の会社業績および個人業績に応じた短期インセンティブとしての業績連動報酬、明治 ROESG の実績および当社の株価動向に連動する中長期的インセンティブとしての株式報酬により構成し、基本報酬および業績連動報酬は金銭により、株式報酬は譲渡制限を付した株式の割り当てにより、それぞれ支給することとしております。なお、社外取締役に関しては、その役割と独立性の観点から固定報酬である基本報酬のみとしております。

また、当社は、取締役の報酬に関する客観性と公正性を確保するために、取締役会の任意の諮問機関として、独立社外取締役が委員長を務め、委員の過半数が独立社外取締役で構成される指名委員会・報酬委員会を設置しており、上記の報酬体系についても、報酬委員会の審議・答申を踏まえ、決定しております。

現行の株式報酬制度について、当社は 2017 年 6 月 29 日開催の第 8 回定時株主総会においてご承認いただいた後に導入しており、本制度は「明治 ROESG の実績および当社の株価動向に連動する中長期的インセンティブ」として設計されております。

現行の株式報酬制度の業績評価指標として使用している明治 ROESG は、ROE(自己資本利益率)と ESG 評価(環境・社会・ガバナンス要素)を統合した当社独自の経営指標であり、財務的価値と非財務的価値の双方を評価する包括的な指標です。その構成要素には ROE が組み込まれており、ROE はすでに当社の株式報酬制度における重要な評価要素となっております。本制度は、取締役の報酬と株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆さまと共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としたものであり、取締役と株主の皆さまとの価値共有は十分図られていると考えております。

本株主提案では、年額 10 億円以内という大規模な譲渡制限付株式報酬を 3 年間で付与するものとされておりますが、当社の事業規模、業績水準、社員給与水準等を総合的に勘案した場合、現状の業績水準から乖離した報酬制度と言わざるを得ず、これは基本報酬、業績連動報酬および株式報酬のバランスを著しく欠く過大な株式報酬制度であるため、適切ではないと考えております。

また、本株主提案では、社外取締役に対しても譲渡制限付株式報酬制度を導入することが提案されてお

ります。しかしながら、当社は社外取締役には業務執行から独立した立場で経営の監視・監督を担う役割を期待しており、独立性・客観性が極めて重要と考えております。これらの者に対して業績に連動するインセンティブを付与することは、その独立性を阻害することになりかねないため、適切でないと考えております。以上のとおり、当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

なお、当社取締役会は、本株主提案には反対いたしますが、今後の報酬制度の在り方については、報酬構成のバランスや水準、TSRの導入を含む業績評価指標の見直し、取締役の当社株式の保有株式数に対する考え方等も含め、中長期的な企業価値向上に資するあるべき報酬制度の在り方について、引き続き報酬委員会およびその答申を受けた取締役会において検討を進めてまいります。

4. 社外取締役の構成に関する定款変更の件

(1) 当社取締役会の意見

当社取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

(2) 反対の理由

当社は、取締役の指名に関する客観性と透明性を確保するために、独立社外取締役が委員長を務め、委員の過半数が独立社外取締役で構成される指名委員会を設置しております。定時株主総会に上程する取締役候補者の検討に際しては、指名委員会における審議・答申を経たうえで、取締役会において決定しております。

指名委員会では、当社取締役会が、当社グループの持続的な成長および中長期的な企業価値の向上に必要なスキルを備えた適切なメンバーで構成されるよう、慎重に審議が行われております。

このようなプロセスを経て構成された取締役会においては、これまでも、明治グループ理念の実現と企業価値の持続的な向上に向けた建設的な議論を行うとともに、株主の皆さまへの利益還元はもちろんのこと、研究開発投資、人財投資、設備投資等の成長投資のほか、株主・投資家との対話を通じて得られた要望や示唆についても多角的に議論を行ってまいりました。

本定時株主総会において、当社が提案する取締役選任議案をご承認いただきますと、取締役会の構成は、取締役8名中4名が独立社外取締役となり、比率としては50%となります。これは、コーポレートガバナンス・コードにおける3分の1以上の要件を十分に満たしております。

社外取締役4名は、全員が独立社外取締役であり、それぞれが多様な専門知識とさまざまな経験を有しているとともに、コーポレート・ガバナンスにも深い知見を有しております。豊富な知識・経験に基づき、客観的な視点から当社の経営等に対し、率直かつ活発に多様性がある意見が述べられております。

また、社外取締役を除く取締役4名はいずれも当社グループ事業に精通しており、食品事業と医薬品事業の両事業領域における深い知見と経営経験を持ち、持株会社として各事業会社を適切に監督する能力を有しております。

以上のように、当社が上程する取締役選任議案をご承認いただきますと、取締役会は、中長期的な企業価値向上に向けた経営の執行を監督するにあたり十分な知識、経験、能力を有する適切な取締役をもって構成されることとなるとともに、各取締役のスキルのバランスや多様性を確保した適正規模の構成となると考えております。かかる取締役会の構成に基づく運用が、持続的な成長と企業価値向上、すなわち株主の皆さまの利益につながるものと考えております。

一方で、本株主提案のような規定を定款に設けることは、取締役会のあるべき姿の議論や取締役候補者の選択範囲を制限し、その時々を経営戦略に基づいて取締役会構成を機動的に検討することの妨げになる可能性もあると判断しております。

以上のとおり、当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

なお、当社は、毎年1回、取締役会の役割・運営や課題などについて、調査票による取締役会メンバーの自己評価を実施しております。また、3年に1回程度、第三者評価機関による取締役会評価を行い、取締

役会の実効性向上に努めております。2025年3月期は、第三者評価機関による取締役会の実効性分析・評価を実施いたしました。その第三者評価機関による評価や取締役会開催状況などを基に分析した結果、当社の取締役会の実効性が引き続き有効に発揮されていることを確認しております(当該分析・評価結果の概要は、コーポレート・ガバナンス報告書および当社ホームページにおいて公表しております)。

また、当社取締役会は、本株主提案には反対いたしますが、今後も引き続き、企業価値に資するコーポレート・ガバナンスの強化に向けて、独立社外取締役の数や比率の向上、企業価値向上に資する適切なスキルセットを含む取締役会構成の在り方について、指名委員会およびその答申を受けた取締役会において検討を進めてまいります。

5. 定時株主総会の基準日に関する定款変更の件

(1) 当社取締役会の意見

当社取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

(2) 反対の理由

当社取締役会は、株主の皆さまに議決権行使のための十分な情報と時間を提供することの重要性を深く認識しております。したがって、提案の理由のうち、株主の皆さまの各議案の検討時間を十分に確保すべきという点には、当社も賛同いたします。しかし、定時株主総会の基準日の変更は、当社のみならず株主の皆さまの権利にも関わる重要な問題ではありますが、少なくとも現段階においては、資本市場全体の動向が必ずしも定まっておらず、また、法制面も含む環境整備も道半ばの状況と認識しております。このような現状の下では、本提案株主が求める定時株主総会の基準日に関する定款変更という手段ではなく、むしろ本来の趣旨に基づき、株主の皆さまのご判断に資する充実した情報をできるだけ早期に提供することが重要であると考えております。

現状、当社は、決算短信、決算短信補足資料、決算説明会資料、招集ご通知(事業報告、参考書類等)、2026 中期経営計画などを通じて、株主の皆さまの議決権行使のご判断に必要ないし有益な情報は、実質的に十分ご提供できていると考えております。

以上のとおり、当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

なお、当社取締役会は、本株主提案には反対いたしますが、株主の皆さまの議決権行使のご判断に資する情報開示の充実を図ることは重要なことだと考えており、引き続き各ステークホルダーや株主・投資家との対話を通じて得られる要望や示唆も踏まえて、さらなる情報開示の強化・充実を図ってまいります。

以上

(別紙「本株主提案の内容」)

※提案株主から提出された本株主提案書面の該当記載を原文のまま掲載しております。

第1 提案する議題

- 1 戦略検討委員会の設置に関する定款変更の件
- 2 自己株式取得の件
- 3 譲渡制限付株式報酬制度に関する報酬額承認の件
- 4 社外取締役の構成に関する定款変更の件
- 5 定時株主総会の基準日に関する定款変更の件

第2 議案の要領及び提案の理由

1 戦略検討委員会の設置に関する定款変更の件

(1) 議案の要領

当社の定款「第4章 取締役及び取締役会」の章に、以下の条文を新設し、現行の定款第30条以降を、各々1条ずつ繰り下げる。なお、定時株主総会における他の議案(会社提案に係る議案を含む。)の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整(条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。)が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

(戦略検討委員会の設置)

第30条

当社は、企業価値の向上及び株主共同の利益の確保を目的として、取締役会の下に戦略検討委員会(以下「本委員会」という。)を設置する。

② 本委員会は、社外取締役のみで構成する。

③ 本委員会は、以下の事項について検討及び評価を行い、その結果を取締役に報告し、必要に応じて提言を行うとともに、その活動の概要及び検討結果について、株主及びステークホルダーに対して適切に開示するものとする。

1. 事業ポートフォリオの最適化(医薬品事業のスピンオフの検討並びに収益性及び資本効率の低い事業に関し、撤退、分離、売却その他の再編を含む)
2. 資本コストを踏まえた資本効率の改善及びROEの向上に向けた施策の検討
3. 第三者による買収提案、非公開化その他の戦略的選択肢の検討
4. 資本コストの考え方の開示及び各事業における資本コストを上回る収益性の有無の検証
5. 株主との建設的な対話の充実に向けた体制の整備及び当該対話における経営トップ及び社外取締役の適切な関与の確保

④ 本委員会は、その職務の遂行に必要な範囲において、外部の専門家の助言を受けることができる。

⑤ 本委員会に関するその他の事項は、本定款のほか、取締役会において定める戦略検討委員会規則による。

(2) 提案の理由

当社は食品事業と医薬品事業という性質の異なる事業を営んでおり、投資家がこれらを適切に理解・評価することは困難であり、コングロマリット・ディスカウントが生じていると考えます。両事業のシナジーについては具体的な方針や実行計画が明確でなく、事業化の可否判断も3年後とされています。

株主価値の最大化のため、医薬品事業のスピンオフを含む経営戦略上の選択肢について予断なく検討することが不可欠です。スピンオフは、経営判断の迅速化や成長事業への資源集中、経営陣及び社員のモチベ

ーション向上に資するほか、株主にとっても事業機会に応じた投資を可能とし、企業価値の適正な評価につながります。現経営体制における意思決定の遅れは、中国事業の損失や ROE 低下として顕在化しています。戦略検討委員会を設置し、経営戦略上の選択肢について予断なく検討を行うことが、株主価値の向上及び株主共同の利益の確保に資すると考えます。

2 自己株式取得の件

(1) 議案の要領

会社法第 156 条第 1 項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から 1 年以内に、当社普通株式を、株式総数 27,200,000 株、取得価額の総額 107,000,000,000 円(但し、2026 年 4 月 1 日から本定時株主総会日までに当社取締役会において自己株式の取得が決議された場合はその取得価額の総額を控除した額)を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

(2) 提案の理由

当社は 2023 年 3 月期には ROE が 10%であったものの、直近では 7%以下にまで低下しています。ROE を早期に 10%水準へ回復する方針の開示は評価できるものの、その達成には利益の持続的成長に加え、株主還元の拡充による資本効率の向上が不可欠です。しかし、当社は 2024 年 9 月以降、自己株式取得を実施しておらず、資本効率改善が遅れています。

割安な水準での自己株式取得は、一株当たり利益及び一株当たり純資産の向上を通じ企業価値の増大に資するほか、発行済株式総数の減少により将来的な配当負担の軽減にも寄与します。これは短期的な株価対策ではなく、中長期的な企業価値向上に資する施策です。また、営業キャッシュフローや資産圧縮・資金調達を勘案すれば、成長投資と自己株式取得を含む株主還元策の両立は十分に可能です。

以上を踏まえ、資本効率の向上を通じた中長期的な企業価値向上の観点から、発行済株式総数の約 10%の自己株式を取得すべきと考えます。

3 譲渡制限付株式報酬制度に関する報酬額承認の件

(1) 議案の要領

当社の取締役の報酬限度額は、2010 年 6 月 29 日開催の定時株主総会決議において年額 10 億円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)とすること、これとは別枠で、2017 年 6 月 29 日開催の定時株主総会決議において社外取締役を除く取締役に対し株式報酬の額として年額 2 億円以内、株式数の上限を年 40,000 株以内とすることが承認されているが、今般、当社の取締役(社外取締役である取締役を含む)に対し、年額 10 億円以内、付与株式数の上限 260,000 株の譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を付与することとする。

具体的な支給時期及び配分については取締役会において決定するが、業績連動型のインセンティブ制度として設計する。かかる業績指標としては ROE や TSR (株主総利回り)を含む各種 KPI 等が考えられるが、具体的な指標の選定については、当社の経営戦略や事業環境を踏まえ、取締役会が適切に判断すべきものとする。また、業績基準を満たす場合には累計で固定報酬の 3 倍相当の譲渡制限付株式を今後 3 年間で付与するよう設計するものとする。

(2) 提案の理由

弊社は、日本の取締役会の最大の弱点が、取締役の株式保有の少なさに起因する株主目線の欠如にあると考えます。当社においても創業家出身者を除き株式保有は少なく、報酬の大半は基本報酬に依存しており、業績連動報酬は導入されているものの、株主との価値共有は十分とは言えません。株主と利益を一体化するため、株価と連動した株式報酬の導入・拡充は不可欠です。

取締役と株主との価値共有を図るための株式報酬の目安は、固定報酬の 3 倍相当とされています。しかし、当

社は株式報酬制度を導入しているものの、報酬の約5割を基本報酬が占めており、株式報酬の規模は不十分です。譲渡制限付株式報酬は在任中に付与されなければ実効性を欠くため、より短期間で一定規模の付与が必要です。

また、欧米ではトップマネジメントで基本報酬の3～5倍、社外取締役でも1倍程度の株式保有を求めるガイドラインが一般的であり、当社においても制定及び開示が必要です。

4 社外取締役の構成に関する定款変更の件

(1) 議案の要領

当社の社外取締役を過半数とするため、当社の定款第20条を下記の通り変更する。なお、定時株主総会における他の議案(会社提案に係る議案を含む。)の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整(条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。)が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

(下線は変更部分を示します。)

変更前	変更後
(取締役の員数) 第20条 当社の取締役は、15名以内とする。 <u>2 (新設)</u>	(取締役の員数) 第20条 当社の取締役は、15名以内とする。 <u>2 上場企業であり続ける限り、当社の取締役の過半数は、会社法第2条第1項第15号に規定する社外取締役とする。</u>

(2) 提案の理由

コーポレートガバナンス・コード原則4-8は、プライム市場上場会社は独立社外取締役を少なくとも3分の1以上選任すべきであるとしたうえで、必要と考える場合には過半数の独立社外取締役を選任すべきであると規定しています。

当社は、取締役9名のうち社外取締役は4名にとどまっており、形式的には要件を充足しているものの、取締役会の独立性及び監督機能の実効性の観点からはなお改善の余地があります。社外取締役を過半数とすることにより、経営陣から独立した視点に基づく議論が促進され、当社の中長期的な企業価値向上に寄与するガバナンス体制の構築が可能と考えます。

また、社外取締役については人数のみならず資質も重要であり、資本市場に精通した人材、特にアナリストとして高い経験とスキルを有する人材の登用を検討すべきです。こうした人材は、投資家視点を取締役会にもたらし、企業価値向上に向けた意思決定の質の向上に寄与します。

5 定時株主総会の基準日に関する定款変更の件

(1) 議案の要領

当社の定款第15条を下記の通り変更する。なお、定時株主総会における他の議案(会社提案に係る議案を含む。)の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整(条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。)が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

(下線は変更部分を示します。)

変更前	変更後
(定時株主総会の基準日) 第 15 条 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 <u>2 (新設)</u>	(定時株主総会の基準日) 第 15 条 当社は、毎年 <u>5 月 15 日</u> の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 <u>2 前項の規定にかかわらず、必要がある場合には、取締役会の決議によりあらかじめ公告して基準日を定めることができる。</u>

(2) 提案の理由

現在、定時株主総会の議決権基準日は 3 月 31 日とされ、株主総会は会社法に基づき 6 月末までに開催されています。有価証券報告書は株主が議決権行使の判断に必要な情報を網羅する法定開示書類ですが、当社では総会直前に開示されており、投資家が内容を十分に分析するための実質的な検討期間は確保されていません。議決権基準日を 5 月中旬へ変更することで、有価証券報告書等の総会前開示に向けた合理的なスケジュール設計が可能となり、投資家や議決権行使助言機関等が情報を精査し、各議案に適切に反映できる環境が整います。

また、本提案はこれまで過度に集中した 6 月下旬の株主総会開催日の分散を促し、株主がより多くの企業の総会に参加できる環境整備を通じて、株主民主主義の実現にも資するものと考えます。

なお、本提案は決算期の変更を伴わず、事業運営や会計処理に影響を与えるものでもなく、開示の質及び市場との対話の実効性に資するものです。

以上